

都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解 (相生山緑地について)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和4年5月13日 ～ 令和4年5月27日
意見書提出数	1通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
相生山緑地のオアシスの森区域は、既に市民に利用されている状況を踏まえ、早急に事業化し、他の公園緑地に先行して用地買収を行うこと。早急に事業化ができない場合は、市有地を民間に貸し付ける場合の基準に準じた価格で借地すること。これらが不可の場合は、都市計画緑地の区域から削除すること。	- 当該地区は、2038年度以降の事業着手を予定しており、それまでの間にオアシスの森づくり事業（借地対応）を順次行ってまいります。 - オアシスの森づくり事業における借地は、使用貸借契約となっており、無償による公共への使用に対し、固定資産税等の非課税措置や報償金、市による現地管理などによって所有者の負担軽減をはかっております。 - なお、相生山緑地は、自然豊かな環境が残された貴重なエリアとなっており、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」に基づいて、都市計画を継続し、緑を保全してまいります。